

## 第9部 手術

区分番号	手術名	点数		施設基準		備考
		改正前	改正後	改正前	改正後	
第1節 手術料						
J000	抜歯手術					
	1 乳歯	120	→ 120	—	—	
	2 前歯	150	→ 150	—	—	
	3 臼歯	260	→ 260	—	—	
	4 難抜歯	460	→ 460	—	—	
	5 埋伏歯	1,000	→ 1,000	—	—	
J001	ヘミセクション(分割抜歯)	460	→ 460	—	—	
J002	抜歯窩再搔爬手術	130	→ 130	—	—	
J003	歯根嚢胞摘出手術					
	1 歯冠大のもの	770	→ 770	—	—	
	2 拇指頭大のもの	1,300	→ 1,300	—	—	
J004	歯根端切除手術(1歯につき)	1,300	→ 1,300	—	—	
J004-2	歯の再植術	(新規)	→ 1,300	—	—	
J004-3	歯の移植術	(新規)	→ 1,300	—	—	
J005	歯肉息肉除去手術	110	→ 54	—	—	
J006	歯槽骨整形手術、骨瘤除去手術	110	→ 110	—	—	
J007	顎骨切断端形成術	4,400	→ 4,400	—	—	
J008	歯肉、歯槽部腫瘍手術(エプーリスを含む。)					
	1 軟組織に限局するもの	600	→ 600	—	—	
	2 硬組織に及ぶもの	1,300	→ 1,300	—	—	
J009	浮動歯肉切除術					
	1 3分の1顎程度	400	→ 400	—	—	
	2 2分の1顎程度	800	→ 800	—	—	
	3 全顎	1,600	→ 1,600	—	—	
J010	顎堤形成術					

区分番号	手術名	点数		施設基準		備考
		改正前	改正後	改正前	改正後	
	1 簡単なもの(1顎につき)	3,000	→ 3,000	—	—	
	2 困難なもの(2分の1顎未満)	4,000	→ 4,000	—	—	
	3 困難なもの(2分の1顎以上)	6,500	→ 6,500	—	—	
J011	上顎結節形成術	3,000	→ 3,000	—	—	
J012	おとがい神経移動術	1,300	→ 1,300	—	—	
J013	口腔内消炎手術					
	1 智歯周囲炎の歯肉弁切除等	140	→ 140	—	—	
	2 歯肉膿瘍等	180	→ 180	—	—	
	3 骨膜下膿瘍、口蓋膿瘍等	230	→ 230	—	—	
	4 顎炎又は顎骨骨髓炎等					
	イ 3分の1顎未満の範囲のもの	750	→ 750	—	—	
	ロ 3分の1顎以上の範囲のもの	2,600	→ 2,600	—	—	
	ハ 全顎にわたるもの	5,700	→ 5,700	—	—	
J014	口腔底膿瘍切開術	700	→ 700	—	—	
J015	口腔底腫瘍摘出術	5,230	→ 5,230	—	—	
J016	口腔底悪性腫瘍手術	18,500	→ 18,500	—	—	
J017	舌腫瘍摘出術					
	1 粘液嚢胞摘出術	940	→ 940	—	—	
	2 その他のもの	3,140	→ 3,140	—	—	
J018	舌悪性腫瘍手術					
	1 切除	11,100	→ 11,700	5/100加算	要件	
	2 亜全摘	31,300	→ 32,900	5/100加算	要件	
J019	口蓋腫瘍摘出術					
	1 口蓋粘膜に限局するもの	400	→ 400	—	—	
	2 口蓋骨に及ぶもの	6,720	→ 6,720	—	—	
J020	口蓋混合腫瘍摘出術	5,600	→ 5,600	—	—	
J021	口蓋悪性腫瘍手術					
	1 切除(単純)	5,600	→ 5,600	—	—	

区分番号	手術名	点数		施設基準		備考
		改正前	改正後	改正前	改正後	
	2 切除(広汎)	18,000	→ 18,000	—	—	
J022	顎・口蓋裂形成手術					
	1 軟口蓋のみのもの	8,590	→ 8,590	—	—	
	2 硬口蓋に及ぶもの	14,300	→ 14,300	—	—	
	3 顎裂を伴うもの	14,900	→ 14,900	—	—	
J023	歯槽部骨皮質切離術(コルチコトミー)					
	1 6歯未満の場合	1,700	→ 1,700	—	—	
	2 6歯以上の場合	3,400	→ 3,400	—	—	
J024	口唇裂形成手術(片側)					
	1 口唇のみの場合	7,800	→ 7,800	—	—	
	2 口唇裂鼻形成を伴う場合	12,200	→ 12,200	—	—	
	3 鼻腔底形成を伴う場合	13,100	→ 13,100	—	—	
J024-2	口唇裂形成手術(両側)					
	1 口唇のみの場合	(新設)	→ 11,700	—	—	
	2 口唇裂鼻形成を伴う場合	(新設)	→ 18,300	—	—	
	3 鼻腔底形成を伴う場合	(新設)	→ 19,700	—	—	
J024-2	軟口蓋形成手術	(新設)	→ 7,800	—	—	
J024-3	鼻咽腔閉鎖術	(新設)	→ 12,800	—	—	
J026	舌繫痕性短縮矯正術	2,650	→ 2,650	—	—	
J027	頬、口唇、舌小帯形成術	450	→ 450	—	—	
J028	舌形成手術(巨舌症手術)	4,490	→ 4,490	—	—	
J030	口唇腫瘍摘出術					
	1 粘液嚢胞摘出術	910	→ 910	—	—	
	2 その他のもの	3,370	→ 3,370	—	—	
J031	口唇悪性腫瘍手術	18,700	→ 18,700	—	—	
J032	口腔、顎、顔面悪性腫瘍切除術	37,700	→ 39,600	5/100加算	要件	
J033	頬腫瘍摘出術					
	1 粘液嚢胞摘出術	910	→ 910	—	—	

区分番号	手術名	点数		施設基準		備考
		改正前	改正後	改正前	改正後	
	2 その他のもの	3,370	→ 3,370	—	—	
J034	頬粘膜腫瘍摘出術	4,730	→ 4,730	—	—	
J035	頬粘膜悪性腫瘍手術	17,300	→ 17,300	—	—	
J036	術後性上顎嚢胞摘出術	5,120	→ —	—	—	項目の変更
	1 上顎に限局するもの	—	→ 5,120	—	—	
	2 篩骨蜂巣に及ぶもの	—	→ 14,500	—	—	
J037	上顎洞口腔瘻閉鎖術					
	1 簡単なもの	150	→ 150	—	—	
	2 困難なもの	1,000	→ 1,000	—	—	
	3 著しく困難なもの	5,800	→ 5,800	—	—	
J038	上顎骨切除術	12,000	→ 12,000	—	—	
J039	上顎骨悪性腫瘍手術					
	1 搔爬	4,300	→ 4,520	5/100加算	要件	
	2 切除	19,600	→ 20,600	5/100加算	要件	
	3 全摘	30,900	→ 32,400	5/100加算	要件	
J040	下顎骨部分切除術	7,660	→ 7,660	—	—	
J041	下顎骨離断術	12,100	→ 12,100	—	—	
J042	下顎骨悪性腫瘍手術					
	1 切除	18,000	→ 18,000	—	—	
	2 切断	24,800	→ 24,800	—	—	
J043	顎骨腫瘍摘出術(歯根嚢胞を除く。)					
	1 長径3cm未満	2,820	→ 2,820	—	—	
	2 長径3cm以上	8,210	→ 8,210	—	—	
J044	顎骨嚢胞開窓術	2,040	→ 2,040	—	—	
J045	口蓋隆起形成術	2,040	→ 2,040	—	—	
J046	下顎隆起形成術	1,700	→ 1,700	—	—	
J047	腐骨除去手術					
	1 歯槽部に限局するもの	600	→ 600	—	—	

区分番号	手術名	点数		施設基準		備考
		改正前	改正後	改正前	改正後	
	2 顎骨に及ぶもの					
	イ 片側の3分の1未満の範囲のもの	1,300	→ 1,300	—	—	
	ロ 片側の3分の1以上の範囲のもの	4,000	→ 3,420	—	—	
J048	口腔外消炎手術					項目の変更
	1 骨膜下膿瘍、皮下膿瘍、蜂窩織炎等					
	イ 2cm未満のもの	180	→ 180	—	—	
	ロ 2cm以上5cm未満のもの	300	→ 300	—	—	
	ハ 5cm以上のもの	750	→ 750	—	—	
	2 顎炎又は顎骨骨髓炎			—	—	
	イ 3分の1顎以上の範囲のもの	(新設)	→ 2,600	—	—	
	ロ 全顎にわたるもの	(新設)	→ 5,700	—	—	
J049	外歯瘻手術	1,500	→ 1,500	—	—	
J050	歯性扁桃周囲膿瘍切開手術	870	→ 870	—	—	
J051	がま腫切開術	820	→ 820	—	—	
J052	がま腫摘出術	4,580	→ 4,580	—	—	
J053	唾石摘出術					
	1 表在性のもの	640	→ 640	—	—	
	2 深在性のもの	3,770	→ 3,770	—	—	
	3 腺体内に存在するもの	5,540	→ 5,540	—	—	
J054	舌下腺腫瘍摘出術	4,610	→ 4,610	—	—	
J055	顎下腺摘出術	7,440	→ 7,440	—	—	
J056	顎下腺腫瘍摘出術	7,410	→ 7,410	—	—	
J057	顎下腺悪性腫瘍手術	17,600	→ 17,600	—	—	
J059	耳下腺腫瘍摘出術					
	1 耳下腺浅葉摘出術	16,100	→ 16,100	—	—	
	2 耳下腺深葉摘出術	18,400	→ 18,400	—	—	
J060	耳下腺悪性腫瘍手術					
	1 切除	18,100	→ 19,000	5/100加算	要件	

区分番号	手術名	点数		施設基準		備考
		改正前	改正後	改正前	改正後	
	2 全摘	27,300	→ 28,700	5/100加算	要件	
J061	唾液腺膿瘍切開術	900	→ 900	—	—	
J062	唾液腺管形成手術	6,720	→ 6,720	—	—	
J063	歯周外科手術(3分の1顎につき)					
	1 歯周ポケット搔爬術	75	→ 200	—	—	
	2 新付着手術	150	→ 300	—	—	
	3 歯肉切除手術	300	→ 400	—	—	
	4 歯肉剝離搔爬手術	600	→ 1,000	—	—	
J063-2	骨移植術(軟骨移植術を含む。)					
	1 自家骨移植			—	—	
	イ 簡単なもの	(新設)	→ 1,730	—	—	
	ロ 困難なもの	(新設)	→ 9,160	—	—	
	2 同種骨移植	(新設)	→ 7,920	—	—	
J063-3	骨(軟骨)組織採取術					
	1 腸骨翼	(新設)	→ 3,150	—	—	
	2 その他のもの	(新設)	→ 3,470	—	—	
J064	歯肉歯槽粘膜形成手術(1歯につき)	770	→ —	—	—	
	1 歯肉弁根尖側移動術	(新設)	→ 600	—	—	
	2 歯肉弁歯冠側移動術	(新設)	→ 600	—	—	
	3 歯肉側方移動術	(新設)	→ 770	—	—	
	4 遊離歯肉移植術	(新設)	→ 770	—	—	
	5 口腔前庭拡張術	(新設)	→ 2,820	—	—	
J065	歯槽骨骨折非観血的整復術					
	1 1歯又は2歯にわたるもの	680	→ 680	—	—	
	2 3歯以上にわたるもの	1,300	→ 1,300	—	—	
J066	歯槽骨骨折観血的整復術					
	1 1歯又は2歯にわたるもの	1,300	→ 1,300	—	—	
	2 3歯以上にわたるもの	2,700	→ 2,700	—	—	

区分番号	手術名	点数		施設基準		備考
		改正前	改正後	改正前	改正後	
J067	上顎骨折非観血的整復術	1,570	→ 1,570	—	—	
J068	上顎骨折観血的手術	9,010	→ 9,010	—	—	
J069	上顎骨形成術					
	1 単純な場合	11,900	→ 12,500	5/100加算	要件	
	2 複雑な場合及び2次的再建の場合	20,600	→ 21,600	5/100加算	要件	
J070	頬骨骨折観血的整復術	8,930	→ 8,930	—	—	
J070-2	頬骨変形治癒骨折矯正術	17,100	→ 18,000	5/100加算	要件	
J071	下顎骨折非観血的整復術	1,240	→ 1,240	—	—	
J072	下顎骨折観血的手術					
	1 片側の場合	10,000	→ 10,000	—	—	
	2 両側の場合	14,700	→ 14,700	—	—	
J073	口腔内軟組織異物(人工物)除去術					
	1 簡単なもの	30	→ 30	—	—	
	2 困難なもの					
	イ 浅在性のもの	680	→ 680	—	—	
	ロ 深在性のもの	1,290	→ 1,290	—	—	
	3 著しく困難なもの	4,400	→ 4,400	—	—	
J074	顎骨内異物(挿入物)除去術	1,300	→ —	—	—	項目の分割
	1 簡単なもの					
	イ 手術範囲が顎骨の2分の1顎程度未満の場合	—	→ 850	—	—	
	ロ 手術範囲が全顎にわたる場合	—	→ 1,680	—	—	
	2 困難なもの					
	イ 手術範囲が顎骨の3分の2顎程度未満の場合	—	→ 2,900	—	—	
	ロ 手術範囲が全顎にわたる場合	—	→ 4,180	—	—	
J075	下顎骨形成術					
	1 おとがい形成の場合	4,990	→ 4,990	—	—	
	2 短縮又は伸長の場合	13,200	→ 13,200	—	—	
	3 再建の場合	18,500	→ 18,500	—	—	

区分番号	手術名	点数		施設基準		備考
		改正前	改正後	改正前	改正後	
J076	顔面多発骨折観血の手術	16,900	→ 17,700	5/100加算	要件	
J077	顎関節脱臼非観血的整復術	410	→ 410	—	—	
J078	顎関節脱臼観血の手術	14,100	→ 14,100	—	—	
J079	顎関節形成術	21,600	→ 21,600	—	—	
J080	顎関節授動術					
	1 徒手の授動術(パンピングを併用した場合)	990	→ 990	—	—	
	2 顎関節鏡下授動術	4,320	→ 4,320	—	—	
	3 開放授動術	13,500	→ 13,500	—	—	
J081	顎関節円板整位術					
	1 顎関節鏡下円板整位術	12,600	→ 12,600	—	—	
	2 開放円板整位術	17,000	→ 17,000	—	—	
J082	歯科インプラント摘出術(1個につき)					
	1 人工歯根タイプ	460	→ 460	—	—	
	2 ブレードタイプ	1,250	→ 1,250	—	—	
	3 骨膜下インプラント	1,700	→ 1,700	—	—	
J083	顎骨インプラント摘出術					
	1 2分の1顎未満の範囲のもの	2,040	→ 2,040	—	—	
	2 2分の1顎以上の範囲のもの	6,270	→ 6,270	—	—	
J084	創傷処理					
	1 筋肉、臓器に達するもの(長径5cm未満)	1,250	→ 1,250	—	—	
	2 筋肉、臓器に達するもの(長径5cm以上10cm未満)	1,680	→ 1,680	—	—	
	3 筋肉、臓器に達するもの(長径10cm以上)	2,000	→ 2,000	—	—	
	4 筋肉、臓器に達しないもの(長径5cm未満)	470	→ 470	—	—	
	5 筋肉、臓器に達しないもの(長径5cm以上10cm未満)	850	→ 850	—	—	
	6 筋肉、臓器に達しないもの(長径10cm以上)	1,320	→ 1,320	—	—	
J084-2	小児創傷処理(6歳未満)					
	1 筋肉、臓器に達するもの(長径2.5cm未満)	(新設)	→ 1,250	—	—	
	2 筋肉、臓器に達するもの(長径2.5cm以上5cm未満)	(新設)	→ 1,400	—	—	



区分番号	手術名	点数		施設基準		備考
		改正前	改正後	改正前	改正後	
	3 筋肉、臓器に達するもの(長径5cm以上10cm未満)	(新設)	→ 1,850	—	—	
	4 筋肉、臓器に達するもの(長径10cm以上)	(新設)	→ 2,200	—	—	
	5 筋肉、臓器に達しないもの(長径2.5cm未満)	(新設)	→ 450	—	—	
	6 筋肉、臓器に達しないもの(長径2.5cm以上5cm未満)	(新設)	→ 500	—	—	
	7 筋肉、臓器に達しないもの(長径5cm以上10cm未満)	(新設)	→ 950	—	—	
	8 筋肉、臓器に達しないもの(長径5cm以上10cm未満)	(新設)	→ 1,450	—	—	
J085	デブリードマン					
	1 100平方センチメートル未満	1,020	→ 1,020	—	—	
	2 100平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満	2,300	→ 2,300	—	—	
J086	上顎洞開窓術	1,920	→ 2,000	—	—	
J087	上顎洞根本手術	5,120	→ 5,120	—	—	
J087-2	上顎洞炎術後後出血止血法	(新設)	→ 5,120	—	—	
J088	リンパ節摘出術					
	1 長径3cm未満	1,200	→ 1,200	—	—	
	2 長径3cm以上	2,880	→ 2,880	—	—	
J089	全層、分層植皮術					
	1 25cm <sup>2</sup> 未満	6,070	→ 5,880	—	—	
	2 25cm <sup>2</sup> 以上100cm <sup>2</sup> 未満	8,270	→ 8,000	—	—	
	3 100cm <sup>2</sup> 以上200cm <sup>2</sup> 未満	15,400	→ 14,400	—	—	
	4 200cm <sup>2</sup> 以上	21,300	→ 20,600	—	—	
J090	皮膚移植術	4,410	→ 4,700	—	—	
J091	皮弁作成術、移動術、切断術、遷延皮弁術					
	1 25cm <sup>2</sup> 未満	3,760	→ 3,760	—	—	
	2 25cm <sup>2</sup> 以上100cm <sup>2</sup> 未満	6,830	→ 6,830	—	—	
	3 100cm <sup>2</sup> 以上	10,400	→ 10,400	—	—	
J092	動脈(皮)弁術、筋(皮)弁術	21,900	→ 21,900	—	—	
J093	遊離皮弁術(顕微鏡下血管柄付きのもの)	40,000	→ 40,000	—	—	
J095	複合組織移植術	11,700	→ 11,700	—	—	

区分番号	手術名	点数		施設基準		備考
		改正前	改正後	改正前	改正後	
J096	自家遊離複合組織移植術(顕微鏡下血管柄付きのもの)	44,000	→ 46,200	5/100加算	要件	
J097	粘膜移植術	5,010	→ -	-	-	
	1 4平方センチメートル未満	(新設)	→ 5,010	-	-	
	2 4平方センチメートル以上	(新設)	→ 5,500	-	-	
J098	血管結紮術	3,130	→ 3,130			
J099	動脈形成術、吻合術	10,700	→ 10,700	-	-	
J099-2	抗悪性腫瘍剤動脈、静脈又は腹腔内持続注入用埋込型カテーテル設置	10,800	→ 10,800	-	-	
J100	血管移植術、バイパス移植術					
	1 頭、頸部動脈	36,700	→ 36,700	-	-	
	2 その他の動脈	23,300	→ 23,300	-	-	
J100-2	中心静脈栄養用埋込型カテーテル設置	10,800	→ 10,800	-	-	
J101	神経移植術	17,800	→ 17,800	-	-	
J102	交感神経節切除術	(新設)	→ 14,000	-	-	
J103	過長茎状突起切除術	(新設)	→ 4,520	-	-	
J104	皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術			-	-	
	1 長径6センチメートル未満の良性皮膚腫瘍	(新設)	→ 2,050	-	-	
	2 長径6センチメートル未満の悪性皮膚腫瘍	(新設)	→ 3,230	-	-	
	3 長径6センチメートル以上の良性又は悪性皮膚腫瘍	(新設)	→ 4,160	-	-	
J105	瘢痕拘縮形成手術	(新設)	→ 9,740	-	-	
J106	気管切開術	(新設)	→ 2,570	-	-	
J107	気管切開孔閉鎖術	(新設)	→ 1,040	-	-	
J108	顔面神経麻痺形成手術			-	-	
	1 静的なもの	(新設)	→ 14,700	-	-	
	2 動的なもの	(新設)	→ 26,000	-	-	
	第2節 輸血料					
J199	輸血管理料					
	1 輸血管理料Ⅰ	(新設)	→ 200	-	-	
	2 輸血管理料Ⅱ	(新設)	→ 70	-	-	

区分番号	手術名	点数		施設基準		備考
		改正前	改正後	改正前	改正後	
J200	輸血					
	1 自家採血輸血(200mLごとに)					
	イ 1回目	750	→ 750	—	—	
	ロ 2回目以降	650	→ 650	—	—	
	2 保存血液輸血(200mLごとに)					
	イ 1回目	450	→ 450	—	—	
	ロ 2回目以降	350	→ 350	—	—	
	3 自己血貯血					
	イ 6歳以上の患者の場合(200mLごとに)					
	(1) 液状保存の場合	(新設)	→ 200	—	—	
	(2) 凍結保存の場合	(新設)	→ 400	—	—	
	ロ 6歳未満の患者の場合(体重1kgにつき)					
	(1) 液状保存の場合	(新設)	→ 200	—	—	
	(2) 凍結保存の場合	(新設)	→ 400	—	—	
	4 自己血輸血					
	イ 6歳以上の患者の場合(200mLごとに)					
	(1) 液状保存の場合	950	→ 750	—	—	
	(2) 凍結保存の場合	1,900	→ 1,500	—	—	
	ロ 6歳未満の患者の場合(体重1kgにつき4mLごとに)					
	(1) 液状保存の場合	950	→ 750	—	—	
	(2) 凍結保存の場合	1,900	→ 1,500	—	—	
	5 交換輸血(1回につき)	5,250	→ 5,250	—	—	

(凡例)

要件 : 施設基準に適合していない場合に限り算定することとなる手術

5/100加算 : 施設基準に適合している場合にあつては、100分の5に相当する点数を加算し、施設基準に適合していない場合にあつては、100分の30に相当する点数を減算することとなる手術